

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ**

令和2年1月16日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申し出をお願いいたします。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

合同会社西友（旧社名 株式会社西友）

払戻しに係る前払式支払手段の種類

旅行ギフト券

払戻しの申出期間

令和2年1月18日（土曜日）から令和2年4月16日（木曜日）まで

* 当該申出期間内に申し出いただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意ください。

申し出の方法

払戻受付窓口のある店舗のサービスカウンターまたはレジカウンターへ当該旅行ギフト券をお持ちいただき、所定の申出票にご記入願います。

もしくは弊社ホームページより申出票をダウンロードし、ご記入の上、券と共に「レターパック520」にて、下記送付先までご郵送ください。

<送付先> 埼玉県蕨市中央3-17-18 西友シェアードサービス OTC チーム

* 「レターパック520」にてご郵送いただいた方には、後日、払戻しの際に郵送料を上乗せしてお振込させていただきます。

払戻しの方法

払戻し受付期間終了後、令和2年4月17日以降順次口座振込とさせていただきます。

お問い合わせ先

電話：048（499）7011 （平日 9：00～18：00）

令和2年1月17日
東京都北区赤羽二丁目1番1号
合同会社西友